

事務局より追記提案

次のとおり、答申(案) P 1 3 の⑦の後、P 1 4 に⑧を追記することを提案しますので、ご審議ください。

⑧センターにおける住民の図書利用について

地域における幅広い世代の学びの場として地区公民館（明浜町 1 館、城川町 4 館）の施設内に設置している市図書交流館分館は、センター化後も引き続きセンター内への設置を継続する。また、それ以外のセンターには、センターの要請に応じて市図書交流館からの配本（貸出）を継続する。センターにおいては、地域のニーズ、社会情勢に応じた図書をそろえ、住民に知識や楽しみを提供していくことにより、ひとづくり、生きがいを図る必要がある。